

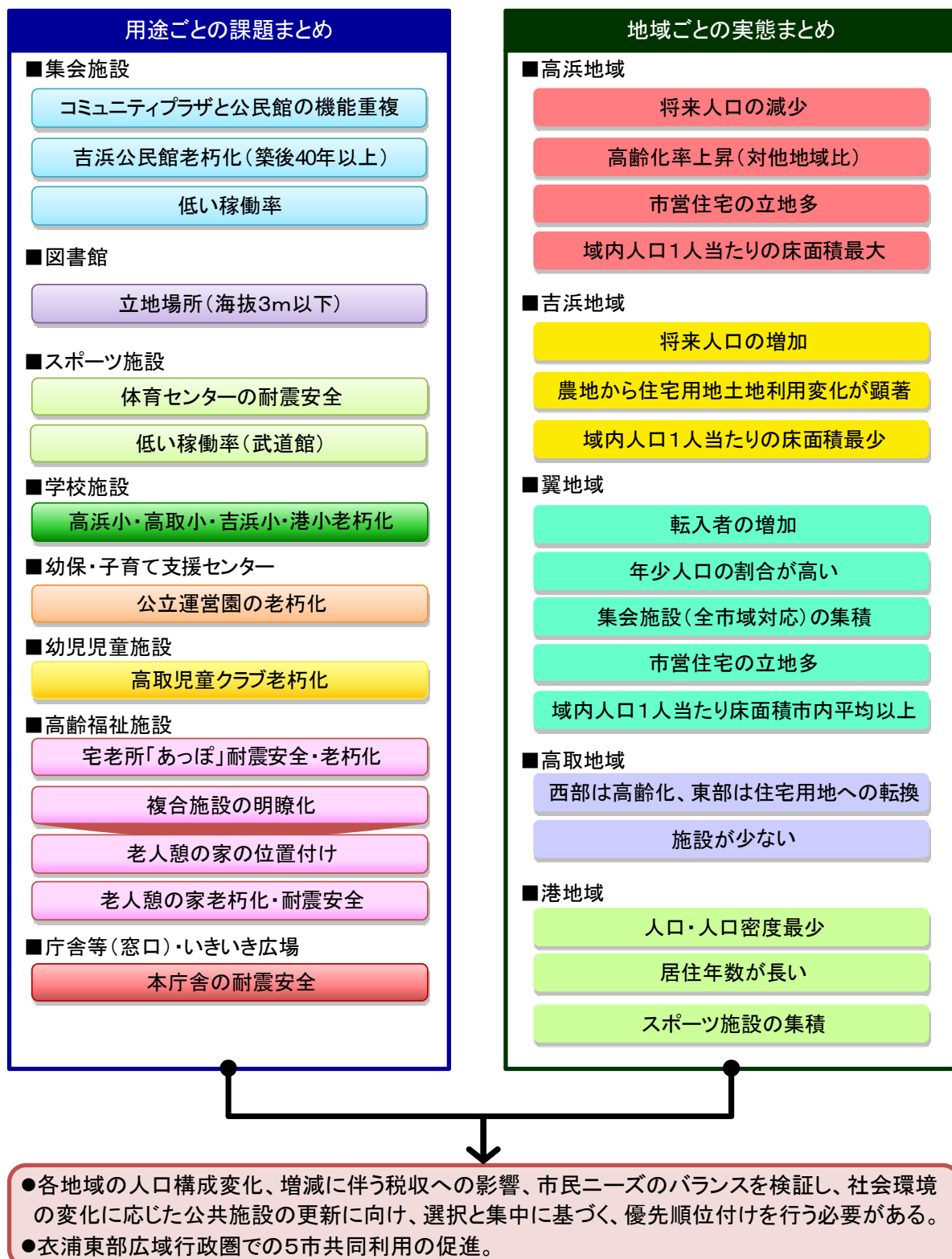
第5章

保有資産の有効活用

第5章 保有資産の有効活用

1. 課題等のまとめ

高浜市公共施設マネジメント白書における、第3章では用途ごとの実態を、第4章では地域ごとの実態を把握しました。今後は、この両面から、行政需要や市民ニーズ等を把握し、社会環境の変化に応じた公共施設の更新に向けた優先順位付けを行うために、選択と集中に基づく、改修・整備・再配置等を実施するための実行計画を検討する必要があります。

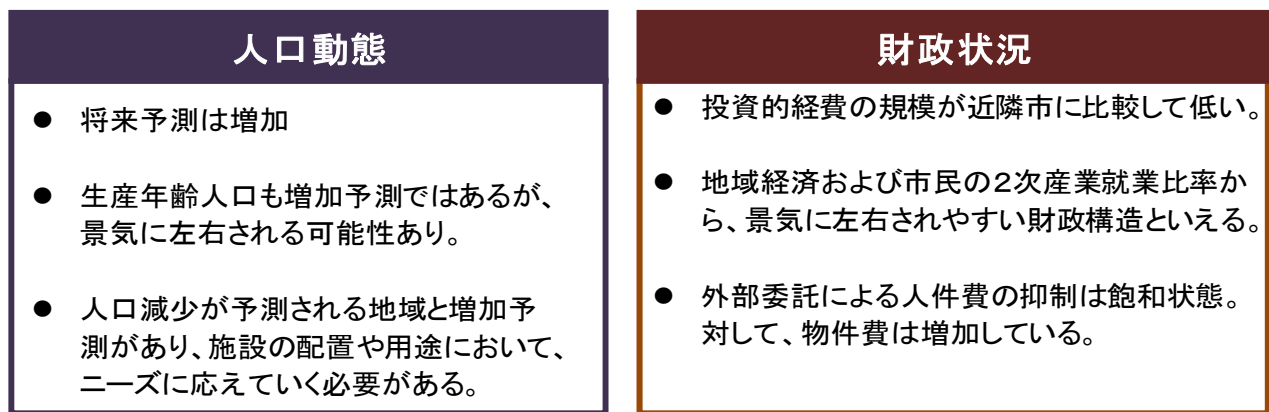


2. 資産の有効活用の必要性

現在、市の一部の公共施設は、老朽化が顕著で建替えや大規模改修が急務となっています。しかし、現下の厳しい財政状況の中では、計画的に財源を確保し、他の施策への影響を考慮しながら進める必要があります。つまり、今後の行政サービスのあり方や公共施設についての全体方針を策定することで、限られた予算を適正に配分し、優先度に応じて計画的・効果的に施策を進めていかなければなりません。

そのためには、行政サービスの実態を開示し、市民目線で捉えた課題も加味し、総合的・横断的に有効活用等の改善の方向性を検討していくことが不可欠になります。

今後、この検討にあたっては、財政状況や人口動態・保有資産の状況を基軸に、下記に示す8つの項目に基づき総合的に検証し、公共施設の有効活用を図っていく必要があると考えます。



公共施設の効果的・効率的な運営と有効活用

- ① 新規整備施設は、将来において異なる用途での利用が可能な構造とする。
- ② 公共施設の多機能化、複合化の更なる推進。責任体制および実態把握の明瞭化。
- ③ 民間活力導入による投資的経費の確保。
- ④ 施設保有と行政サービス機能の分離。ソフト化。

財産の有効活用に関する検討項目	① 使用形態・利用形態の見直し等による効率的利用	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門横断的利用 ・利用機能の見直し ・他用途への転用 ・遊休施設の外部利用 	⑤ 建物のライフサイクルを通じた効率化等	<ul style="list-style-type: none"> ・整備方針の見直し ・優先度判定 (建替・改修の判断) (事業方針等の判断) ・維持管理コスト削減
	② 保有形態の見直し等による効率化	(新規整備時・継続整備時) <ul style="list-style-type: none"> ・自ら所有 ・賃借 	⑥ 集約化・合同化等による効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の集約化・合同化 ・統廃合 ・総量の圧縮
	③ 運営面の効率化(業務改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら運営 ・一部アウトソーシング ・運営の外部化(指定管理者制度等) 	⑦ 情報化等による効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・IT化による業務の変化 ・IT化による施設変化
	④ スペースの効率的利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・スペースの有効活用 ・共用化・集約化 	⑧ 予算面	<ul style="list-style-type: none"> ・重点投入すべき分野の明確化 ・評価結果の予算への反映

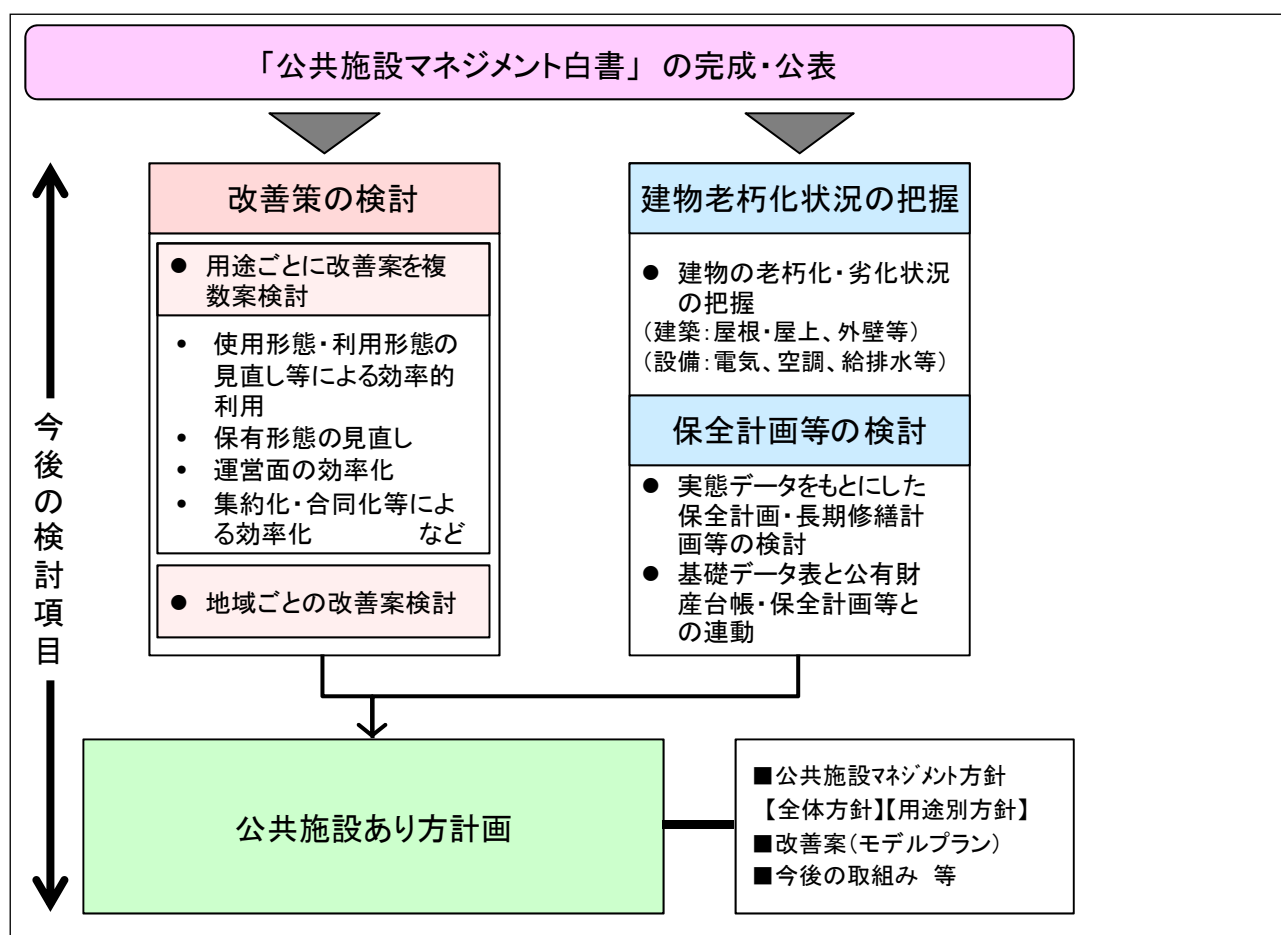
3. 今後の取組みの一例

公共施設マネジメント白書の作成後には、公共施設マネジメント実現に向けた具体的な計画（改善案）づくりにつなげていく必要があります。つまり、公共施設の実態（現状や課題）とそれに基づくマネジメントの方向性等をまとめた公共施設マネジメント白書の内容を踏まえ、具体的な施設の整備・管理・運営にかかる改善策を多面的な視点から検討します。

また、改善策の検討と共に、施設の老朽化等の状況を詳細に把握し、建物情報をデータベース化し、一元化することも並行して進め、適切な維持・修繕や中長期の保全計画の策定へつなげていかなければなりません。

さらに、公共施設だけでなく、インフラ資産についても、全体整備量、整備年次、コスト実態等のおおまかな実態把握を行い、市の保有する資産全体について把握する必要があります。

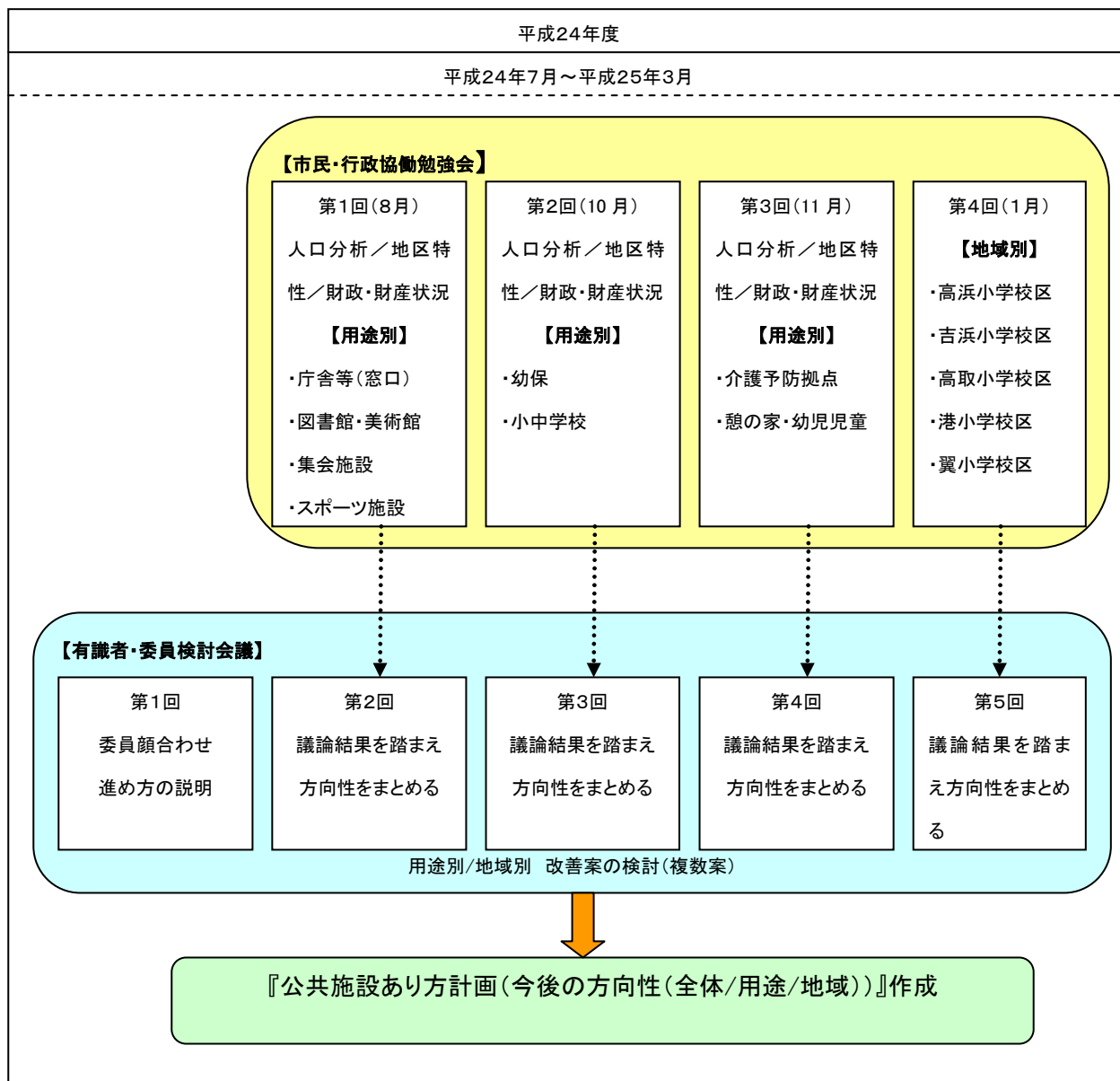
これらを「公共施設あり方計画」としてまとめ、活用していくことが重要です。



4. 市民との対話による公共施設マネジメントのあり方

施設の優先順位、再配置方針、方向性等を定めるにあたり、行政のみで進めることはできません。また、施設を利用している市民だけにとどまらず、納税者として行政と共に考えていくことが必要です。次年度以降は、白書で整理した情報を元に、施設のあり方を考える市民勉強会を開催します。

一方で外からの視点、専門的見識からの意見も重要であり、並行して有識者検討会議を進めていきます。市民勉強会での討議の内容を十分に踏まえ、いかなる方向性を示すべきかを有識者会議にて検討します。



高浜市公共施設マネジメント白書

発効日 平成24年8月 第2刷

編集・発行 ●高浜市経営戦略グループ

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

電話 0566-52-1111(代表)

<http://www.city.takahama.lg.jp/>

●(株)ファインコラボレート研究所